

働きやすい労働環境づくりを全力でバックアップ

中小企業事業所内託児施設整備 運営事業補助金制度を拡充

市では、子育て中のみなさんの、働きやすい環境づくりを支援するため、事業所内託児施設を運営、または今後運営を予定する中小企業の方を対象とした施設運営費補助制度を設けていますが、今年度から、整備費についても補助対象とする補助内容の拡充を行いました。

補助の対象となる条件などは、次のとおりです。

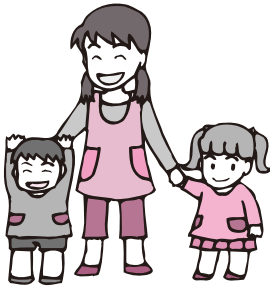
▽対象となる方

市内に工場、店舗、または事業所があり、事業を引き続き1年以上営む中小企業者で、市内の事業所と同じ敷地内に事業所内託児施設を設置、または今後設置を予定している方。

▽補助対象となる事業

次の条件を満たす施設の整備及び運営に対して補助します。

- ①もっぱら従業員の福利厚生を目的として、事業所と同じ敷地内で設置または設置予定の事業所内託児施設であること。
- ②県知事に対して、「認可外保育施設設置届」を提出している事業所内託児施設であること。



- ③毎年県に状況報告を行い、県が実施する調査を受け入れること。

▽補助対象経費

- ◎事業所内託児施設を整備する場合
- ・新築または増改築するために必要な費用

〔例〕

- ・新築工事費など
- ◎事業所内託児施設を運営する場合

- ・常時雇用している保育従事者の人件費、または外部へ託児施設の運営を委託する場合の業務委託費
- ・保育に使用する備品購入費や児童への教材費

〔例〕

- ・保育従事者の人件費
- ・保育士の派遣を受けている派遣元への委託料
- ・ベビーベッドや給食を保存する冷蔵庫の購入費

- ・教材用の絵本の購入費
- ▽補助率と補助上限額

下の表のとおりです。ただし千円未満は切り捨てます。

▽申請方法

申請書に必要事項を記入の上、次の書類を添えて商工課まで提出してください。

- ①県知事に提出(予定)した、

	事業所内託児施設を整備する場合	事業所内託児施設を運営する場合
補助率	対象経費の全て	対象経費の2分の1
補助上限額	500万円	年間100万円

「認可外保育施設設置届」の写し

- ②県知事に提出した認可外保育施設運営状況報告の写しおよび提出書類一式の写し

- ③施設整備の場合は、工事の見積書や設計図など

- ④人件費や委託費の場合は、それらの見込みが分かる書類

- ⑤備品や教材費の場合は、そのカタログと見積書

もう一度活かしてみませんか
現役時代に培った
経験・知識・ネットワーク

新現役(OB人材)
登録受付中

新現役(OB人材)のみならず、現役時代に培った経験や専門知識、ネットワークを社会のために役立ててみませんか。

高山商工会議所では、中小企業庁から委託された「新現役チャレンジ支援事業」で、中小企業などのアドバイザーとして活躍していただける方の登録を受け付けています。

▽活躍例

中小企業の支援(生産管理や販路開拓など)、農工商連携や地域のコミュニティビジネス など

また、新現役の活用を検討している中小企業の相談も受付中です。

問合せ先 商工課
35-3144

申込 高山商工会議所
問合せ先 32-0380